

## 鳥取県補助金等審査会（文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会）運営要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等審査会（文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員会）（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

### （審議する事項）

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第4項の規定に基づき、鳥取県告示で定める事項について審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱（平成19年1月10日付第200600137867号鳥取県文化観光局長通知）（以下「交付要綱」という。）第3条第1項第1号から第3号までの事業に係るものについて、委員会が別に定める審査要領により審査を行うこととする。
- （2）委員会は、前項の規定に基づき審査を行い、交付要綱第3条第1項第1号の事業について鳥取県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与する活動と認められると判断した場合は、文化政策課長にその旨を報告する。

### （組織）

第3条 委員会は、委員5名以内で組織する。

- 2 委員は、知事が任命する。
- 3 委員会の事務局は、鳥取県地域づくり推進部文化政策課に置く。

### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の開催は、文化政策課長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 文化政策課長は、委員長の依頼を受け、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 やむを得ない理由のため文化政策課長が会議を開催できないと認めたときは、書面表決によることができる

### （庶務）

第6条 委員会の庶務は、事務局において行う。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成31年3月4日から施行し、平成31年度事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和元年7月10日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。